

# 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の 取り扱い等について

## 1. 基本的な仕組み

- 改正後の「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その中心職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を持つことが原則
- 一方、幼稚園・保育所の現職のうち2～3割【別紙参照】は片方の免許・資格しか所持していないことから、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、関連法で、以下の措置を講じたところ。
  - ① 施行後5年間、いずれかの免許・資格を持っていれば、「保育教諭」となることができる特例を設ける（認定こども園法附則第5条）
  - ② 免許・資格の併有を促進するため、施行後5年間に限り、これまでの保育所又は幼稚園における勤務経験を評価して、持っていない方の免許・資格の取得に必要な単位数等を軽減する（教育職員免許法附則第19項）

## 2. 今後の進め方

- 「保育士資格」を有する職員に対する「幼稚園教諭免許状」の取得の緩和措置については、
  - ① 基礎資格
  - ② 要在職年数
  - ③ 要修得単位数等の具体的な要件を文部科学省令で定めることになる。



要修得単位数等については、幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議において検討

※ 「幼稚園教諭免許状」を有する職員に対する「保育士資格」の取得の緩和措置については、同様のスケジュールにより、保育士養成課程等検討会（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長裁定）において検討し、関係告示等を改正・公布する予定。（第1回検討会議は、10月22日に開催）